

# 技術者配置Q&A

## Q\_1 主任技術者及び監理技術者の専任制とは？

A\_1 建設業法において、工事現場に配置される主任技術者及び監理技術者（以下、「主任技術者等」という。）は、請負代金が **4,000 万円**（建築一式工事は **8,000 万円**。以下同じ。）以上の場合、専任であることが義務付けられています。「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該建設工事に係る職務にのみ従事していることを意味しています。したがって、請負代金が **4,000 万円**以上の場合、主任技術者及び監理技術者は他の工事と兼任することはできません。

※「専任」の考え方については、「主任技術者又は監理技術者の『専任』の明確化について（改正）」（平 30. 12. 3 付国土建第 309 号）に**基づきま**ず準じます。

※「非専任」だった工事が変更契約により、請負代金が **4,000 万円**以上となった場合も、当該工事は「専任」となります。

ただし、以下の条件にすべて該当する場合に限り、専任の主任技術者の兼任を認めます（特記仕様書で兼務することが認められた工事に限ります）。

- ① 2つ以上の工事現場が近接している（最遠の関係にある工事現場の相互の間隔（近距離）が10km以内）と認められること
- ② 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は、施工にあたり相互に調整を要する工事であると認められること

※①、②を満たす工事について、以下「近接工事」という

なお、同一の主任技術者が管理することができる工事数は、専任が必要な工事を含む場合は原則2件以内とします。

## Q\_2 現場代理人の兼務の条件は？（常駐義務の緩和）

A\_2 福井市工事請負契約約款第10条第3項に規定する現場代理人の常駐義務の緩和は、以下の条件にすべて該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合（特記仕様書で兼務することが認められた工事）とします。

- ① 工事現場の把握を常にできる状態であり、速やかに工事現場に戻ることができること。
- ② 発注者又は、監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること。また、2つ以上の工事現場が近接していると認められた場合は、従来どおり兼任することができます。

### Q\_3 現場代理人の兼務の取り扱いは？

A\_3 下記のケースに該当する場合は現場代理人の兼務を申請することができます。(兼務する者が当該工事の専任の監理技術者になっている場合は除く。)

#### ・ケースⅠ (次の (1) ~ (4) をすべて満たす場合)

- (1) 兼務するすべてが福井市発注の工事であること。(※1)
- (2) 兼務できる工事は、3件以内であること。(近接工事は合わせて1件とみなす。)(※2)
- (3) 兼務する工事現場がすべて福井市内であること。国又は福井市以外の地方公共団体が発注する工事と兼務の場合は、相互の間隔(近距離)が10km以内であること。(※3)
- (4) 兼務する各々の工事の請負金額が **4,000万円**未済(税込み)であること。(建築一式工事は **8,000万円**未済)

ただし、近接工事の場合は、上記の金額の上限を定めないこととします。

(※1) 災害復旧工事(応急復旧工事を含む。以下同じ。)を含む場合は福井市、国又は福井市以外の地方公共団体が発注する工事との兼務を認めます。

(※2) 災害復旧工事の現場代理人の兼務については、兼務できる工事の件数に含めません。(災害復旧工事には国又は福井市以外の地方公共団体が発注する工事を含む。)

(※3) 国又は福井市以外の地方公共団体が発注する工事と兼務の場合は、最遠の関係にある工事現場の相互の間隔(近距離)が10km以内の場合に認めます。

#### ・ケースⅡ (次の (1) ~ (3) をすべて満たす場合)

- (1) 兼務するすべてが福井市発注の工事であること。
- (2) 兼務できる工事は、3件以内であること。
- (3) H26.2.3付国土建第272号通知で規定された、専任の主任技術者の兼務が認められる場合に該当するとき。

※ケースⅡにおける現場代理人の兼務できる期間は、専任の主任技術者の兼務が認められた期間とします。

#### ・ケースⅢ (次の (1) ~ (4) をすべて満たす場合)

- (1) 兼務するすべてが国又は地方公共団体が発注する工事であること。
- (2) 兼務できる工事は、3件以内であること。
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間であること。
- (4) 同一工場(同一の目的(鋼橋の製作等)で使用している工場を指し、建物だけでなく、その敷地一体を含むものとする。)内で製作が行われていること。

※ケースⅢにおける現場代理人の兼務については、金額の制限はありません。

※ケースⅠ、Ⅱ又はⅢにおいて、兼務可能な現場代理人については、担当技術者の兼務を可能とします。ただし、他の工事の現場代理人を担当技術者として配置予定の場合は、必ず各工事担当課にて兼務可能な条件に合致するか事前確認をしてください。

**Q\_4 営業所（本社を含む。）に置く専任の技術者になっている者は、現場代理人として工事現場に配置できるのでしょうか？**

A\_4 建設業法において、営業所に置く専任の技術者になっている者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することを義務付けられています。したがって、営業所に置く専任の技術者になっている者を工事現場に配置することはできませんので、常駐義務がある現場代理人として当該工事への配置はできません。

**Q\_5 営業所（本社を含む。）の専任技術者になっている者は、主任技術者又は監理技術者として工事現場に配置できるのでしょうか？**

A\_5 営業所の専任技術者であっても、以下の条件にすべて該当する場合に限り、主任技術者又は監理技術者として配置することができます。

- ① 工事現場と当該営業所が、実質的に当該営業所の職務にも従事しうる程度に近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ② 当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ③ 請負代金が **4,000 万円**（建築一式工事は **8,000 万円**）未満であること。

また、経営業務管理責任者についても、非専任の工事に限り上記と同様の取り扱いとします。

**Q\_6 経常共同企業体を結成している場合の技術者配置の取り扱いは？**

A\_6 福井市建設工事共同企業体運用要項において、すべての構成員が、発注工事に対応する許可業種に係る主任技術者又は監理技術者を、工事現場ごとに適正に配置することを義務付けています。また、請負代金が **4,000 万円**（建築一式工事は **8,000 万円**）以上の場合は、すべての構成員が、発注工事に対応する許可業種に係る主任技術者又は監理技術者を、工事現場に専任で配置することも義務付けています。ただし、以下のいずれかの場合は、主任技術者又は監理技術者を兼務させることができます。

- ① 請負代金が **4,000 万円**（建築一式工事は **8,000 万円**）未満の場合  
共同企業体の代表者・他の構成員いずれも、主任技術者又は監理技術者を兼務させることができ

ます。

- ② 請負代金が 4,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）の3倍未満であり、共同企業体の代表者が、主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置する場合他の構成員のみ、主任技術者又は監理技術者を兼務させることができます。

**Q\_7 技術者及び現場代理人の任を解くことができるのはいつからですか？**

A\_7 福井市が工事検査を終了した日以降となります。

**Q\_8 主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならないのでしょうか？**

A\_8 建設工事の適正な施工を確保するため、主任技術者及び監理技術者については、当該建設会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要となります。

なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」の考え方は、「監理技術者制度運用マニュアル」（最終改正 令和2年9月30日国不健第130号）に基づきます。

**Q\_9 舗装工事・造園工事の担当技術者の取り扱いは？**

A\_9 「福井市建設工事入札における方針及び留意事項」に記載されているとおり、条件付き一般競争入札においては入札書提出日を、指名競争入札において開札日を基準日とし、その基準日以前3か月以上の継続した雇用関係を求めます。

雇用状況が確認できない場合、舗装工事・造園工事の指名競争入札に参加できないこととなりますのでご注意ください。指名競争入札に参加可能となるのは、資格証の写し、雇用関係が証明できる書類及び名簿を契約課へ提出した週の翌々週発送の指名通知案件からとなります。条件付き一般競争入札においては、参加資格確認審査時に、資格証の写し、雇用関係が証明できる書類の提出を求めます。

① 舗装工事に係る入札参加要件

舗装工事に係る打合せ及び発注者が指定する工程において1級又は2級舗装施工管理技術者を担当技術者として施工現場に配置できること。

② 造園工事に係る入札参加要件

造園工事に係る打合せ及び発注者が指定する工程において1級又は2級造園技能士を担当技術者として施工現場に配置できること。

※発注工事が混在工事の場合は、舗装工事・造園工事以外のものについても担当技術者としての要件を付することがあります。

Q\_10 上記のことは、下請業者の技術者配置にも適用されるのでしょうか？

A\_10 「請負代金」を「下請代金」と読み替えたうえで、1、5、8番目のアンサーに記載されていることは、下請業者にも適用されます。

Q\_11 上記のことに違反した場合、どうなるのでしょうか？

A\_11 契約解除や指名停止等措置の対象とする場合があります。